

暮らし	2・3面	子ども・教育	4・5面
▶マンション自主防災組織 防災資機材を現物支給します		▶私立幼稚園見学会・説明会	
▶フードドライブ常設窓口を 新設します		イベント	4・5・8面
▶木造住宅の不燃化建替え等に 助成しています		▶漱石山房記念館九日会	
住宅・まちづくり	2面	保健・衛生	7・8面
▶木造住宅の不燃化建替え等に 助成しています		新型コロナ関連情報	7・8面
		▶令和5年秋開始接種を 実施します	
福祉	3・4面		

しんじゅくコール ☎ 3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時～午後10時
FAX 3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」
へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックス
をご利用ください。

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度を ご活用ください

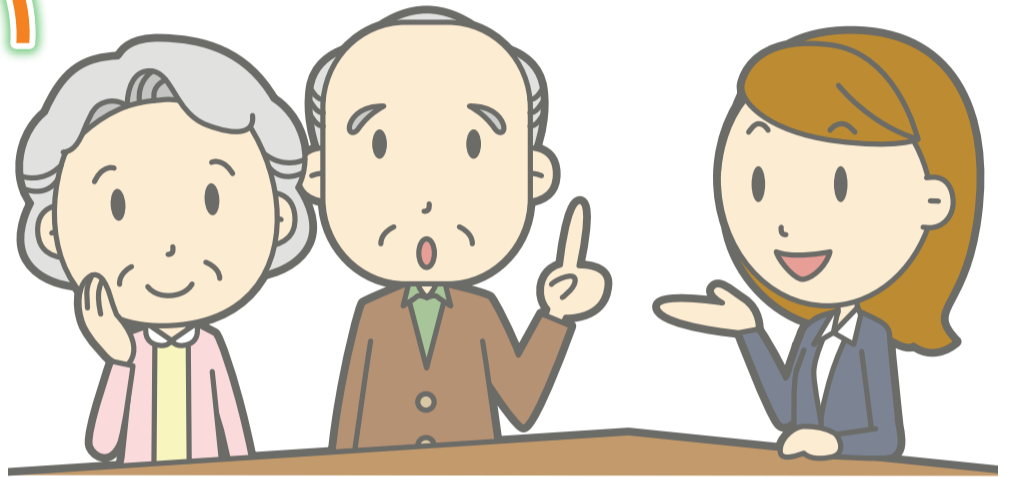
HPで詳しく



●成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るための、民法に基づく制度です。すでに判断能力が不十分な方のための「法定後見制度」と、将来の不安に備えて本人があらかじめ後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。

家庭裁判所が、申し立てに基づき親族・専門家(弁護士等)・市民後見人・法人(社会福祉協議会等)などから成年後見人等を決定し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる契約などをお手伝いできるようにします。



制度について気軽にご相談ください

下記のような困り事がある方はご相談ください。



通帳をなくしたり、
お金の管理ができない

施設入所や福祉
サービスの契約
が難しい



成年後見人は以下のことをお手伝いします

■ 財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を安全に管理します。

■ 生活・医療・介護・福祉に関わる契約

本人がその人らしい生活を送るため、介護サービスの利用や施設への入所契約等を本人に代わって行います。

◆制度のご相談は区成年後見センターへ

☎ (5273) 4522・FAX (5273) 3082

高田馬場1-17-20(区社会福祉協議会内)

月～金曜日午前8時30分～午後5時

※司法書士(月曜日)・弁護士(水曜日)・社会福祉士(金曜日)の専門相談(午後1時～2時・午後2時30分～3時30分)も実施しています(予約制)。

◆区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になる法人後見事業を行っています
詳しくは、お問い合わせください。区社会福祉協議会ホームページ(HP)https://www.shinjuku-shakyo.jp/でもご案内しています。

◆成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用を開始する際に必要な家庭裁判所への申立費用と、利用開始後の成年後見人等への報酬を助成しています。要件等詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎ (5273) 3517・FAX (3209) 9948

HPで詳しく



制度を支える担い手になりたい方へ



市民後見人養成基礎講習に参加しませんか

市民後見人は、地域の身近な立場で成年後見活動を行う一般市民の方で、区社会福祉協議会の監督のもと、財産管理や契約締結等をお手伝いします。本講習では成年後見制度の仕組みや知識等を学べます。

★受講を希望する方は、右記説明会への参加が必要です。説明会后、本講習受講のための書類選考があります。

日時 10月25日(水)、11月1日(水)・10日(金)・17日(金)・24日(金)・29日(水)(全6回)いずれも午後1時から(4時間程度)

会場 区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

対象 区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があるおおむね65歳以下で、本講習修了後、平日昼間に市民後見人等として活動できる方

※本講習受講後、選考試験があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 地域福祉課福祉計画係(〒160-8484
歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎ (5273) 3517・
FAX (3209) 9948

HPで詳しく



●受講説明会

左記基礎講習の受講申請書類を配布します。

日時 9月6日(水)午後2時～3時

会場 区社会福祉協議会

申込み 8月7日(月)～9月1日(必着)に電話かほかき・ファックス(7面記入例のほかお持ちの方はファックス番号を記入)または直接、問合せ先へ。先着30名。